

蒲郡市有処理施設の草木搬入基準

令和6年1月作成

家庭生活と事業活動のどちらから生じたかの違い、草木の種類、長さ、太さ、量によって受入ができない場合や搬入する場所が変わりますのでご注意ください。

基準表を参考に形状や種類ごとにあらかじめ分別し、搬入場所を確認して持ち込んでください。ただし、草木の形状・状態・量・混雑の状況などによって、基準表とは若干異なる案内を受入現場で行う場合がありますが、その場合は現場の係員の案内に従って搬入をお願いします。

クリーンセンター及び一色処分場の草木受付日時		
受付曜日	受付開始時間	受付終了時間
月曜日～金曜日 (祝日含む)	午前9時から	午前12時まで
	午後1時から	午後4時30分まで

※年末年始期間中は受付日時が変わる場合があります

※受入可能な草木は蒲郡市内で発生した一般廃棄物に分類されるもののみ（市外の草木不可）

※処理能力の関係上、多量の場合は1日あたりの搬入量制限を行う場合があります

蒲郡市有の一般廃棄物処理施設(クリーンセンター・一色処分場)で受入できない木があります

建設業の工作物の新築、改築又は除去に伴って発生した木(造成含む)、木製パレット(こん包用の木材含む)ならびにポリ塩化ビフェニル(PCB)が染み込んだ木くずは、産業廃棄物ですので一般廃棄物処理施設であるクリーンセンターや一色処分場では受入できません。産業廃棄物処理業者に有料で処理依頼してください。

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/gyousya/index.html> ←愛知県の産廃業者検索

工作物の新築、改築又は除去に伴って発生した木でも、生活用の工作物を業者に依頼せず家庭の人が自ら除去して生じた場合は一般廃棄物に分類されますが、量や形状によっては市の処理施設では受入できない場合があります。その場合、蒲郡市長が許可している一般廃棄物処分量許可業者にお問い合わせください。

ビソー環境 TEL0533-69-8110 マルカ建設 TEL0533-68-7714

※処分量許可業者の処理施設は搬入基準や受入時間帯、処理手数料が市の処理施設とことなります

草

形状	搬入できる場所
長さ 30cm以下 土がついていない状態	クリーンセンター 可燃ごみピット
長さ 30cm超 ～ 長さ150cm以下 土がついていない状態	一色処分場
長さ 150cm超や 土がついている状態	蒲郡市有処理施設では受入不可

ツル ※多量のツルを搬入する場合は乾燥させてから搬入してください

形状	搬入できる場所
長さ 30cm以下 土がついていない状態	クリーンセンター 可燃ごみピット
長さ 30cm超 ～ 長さ150cm以下 土がついていない状態	一色処分場
長さ 150cm超や 土がついている状態	蒲郡市有処理施設では受入不可

剪定枝 ※土や根は取り除いた状態にしてください

形状	搬入できる場所
長さ 30 cm以下 太さ 5 cm以下	クリーンセンター 可燃ごみピット
長さ 30 cm超 ～ 長さ150 cm以下 太さ 5 cm超 ～ 太さ 15 cm以下 詳細については次のページの「一色処分場への剪定枝持込について」を参照	一色処分場 ※太さ5 cm以下長さ150cm以下は一色処分場へ
長さ 150 cm超や 太さ 15 cm超	蒲郡市有処理施設では受入不可

木の根

形状	搬入できる場所
長さ 30 cm以下 太さ 5 cm以下 土がついていない状態	クリーンセンター 可燃ごみピット
長さ 30 cm超や 太さ 5 cm超	蒲郡市有処理施設では受入不可

シュロの木 ※土や根は取り除いた状態にしてください

形状	搬入できる場所
長さ 30 cm以下 太さ 5 cm以下	クリーンセンター 可燃ごみピット
長さ 30 cm超 ～ 長さ150 cm以下 太さ 5 cm超 ～ 太さ 15 cm以下 外皮を取り除いた状態にしたもの	一色処分場
長さ 150 cm超や 太さ 15 cm超または外皮が付いている状態	蒲郡市有処理施設では受入不可

竹

形状	搬入できる場所
長さ 30 cm以下 太さ 5 cm以下 太さが5 cm超でも2分割か4分割したものは長さ30 cm以下なら受入可能 自作の竹製工作品もこの基準どおりにすること	クリーンセンター 可燃ごみピット
市販の竹製品 竹ぼうき・竹刀・竹製家具など	クリーンセンター 粗大ごみピット
上記の基準に該当しないもの・竹の根	蒲郡市有処理施設では受入不可

加工された木【成型木材】は扱いが異なるので別ページの詳細を確認してください